○厚生労働省告示第三百三十一号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項及び第二十条第二項並びに附則第二十二条第四項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「第１から第３まで及び第５から第16まで」を「第１から第４まで及び第６から第17まで」に、「第４」を「第５」に改める。

別表第１の１の注11中「時間をいう」の下に「。以下同じ。」を加え、同１の注15中「第９」を「第10」に改める。

別表第２の１の注１中「及び第３」を「並びに第３及び第４」に改め、同１の注５中「第８」を「第９」に改め、同１の注８中「（午後６時から午後10時までの時間をいう。）」「（午前６時から午前８時までの時間をいう。）」及び「（午後10時から午前６時までの時間をいう。）」を削り、同１の注12中「第９」を「第10」に改める。

別表第16の１の注８中「この第16」を「第17」に改め、別表第16を別表第17とする。

別表第15を別表第16とする。

別表第14を別表第15とする。

別表第13の７の注中「平成21年３月31日」を「平成24年３月31日」に改め、別表第13を別表第14とする。

別表第12の１の注５の⑵中「別表第12」を「第13」に改め、同５の６の注中「第16」を「第17」に改め、同８の注中「第13」を「第14」に改め、別表第12を別表第13とする。

別表第11の１の注４中「別表第11」を「第12」に改め、別表第11を別表第12とする。

別表第10の１の注１の⑵中「第11」を「第12」に、「第12」を「第13」に、「第13」を「第14」に改め、同注１の⑶中「第14」を「第15」に、「第15」を「第16」に改め、同３の注３から注６まで中「第５」を「第６」に、「第８」を「第９」に改め、同６の注の⑴中「第14」を「第15」に、「第15」を「第16」に改め、同７の注中「第16」を「第17」に改め、別表第10を別表第11とする。

別表第９の１の注１中「第16」を「第17」に改め、同１の注２、同１の注８の⑶、同１の２の注１及び同２のイ中「この第９」を「第10」に改め、同３の注中「第８」を「第９」に改め、同５の注中「第16」を「第17」に改め、別表第９を別表第10とする。

別表第８を別表第９とする。

別表第７の１の注１中「別表第７」を「第８」に改め、同１の注２中「第11」を「第12」に、「第12」を「第13」に、「第13」を「第14」に、「第14」を「第15」に、「第15」を「第16」に改め、同１の注５、注６、注８及び注９中「第４」を「第５」に改め、同１の注12中「第５」を「第６」に改め、同３の注中「第８」を「第９」に改め、同５の注１及び注２中「第11」を「第12」に改め、別表第７を別表第８とする。

別表第６を別表第７とする。

別表第５の１の注１中「第11から第15まで」を「第12から第16まで」に改め、同注１の⑴中「第10」を「第11」に改め、同10中「第５条第17項第２号」を「第５条第18項第２号」に改め、別表第５を別表第６とする。

別表第４を別表第５とする。

別表第３を別表第４とする。

別表第２の次に次のように加える。

第３　同行援護

１　同行援護サービス費

イ　身体介護を伴う場合

⑴	所要時間30分未満の場合	254単位
⑵	所要時間30分以上１時間未満の場合	402単位
⑶	所要時間１時間以上１時間30分未満の場合	584単位
⑷	所要時間１時間30分以上２時間未満の場合	667単位
⑸	所要時間２時間以上２時間30分未満の場合	750単位
⑹	所要時間２時間30分以上３時間未満の場合	833単位
⑺	所要時間３時間以上の場合　916単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数	

ロ　身体介護を伴わない場合

⑴	所要時間30分未満の場合	105単位
⑵	所要時間30分以上１時間未満の場合	197単位
⑶	所要時間１時間以上１時間30分未満の場合	276単位
⑷	所要時間１時間30分以上の場合　346単位に所要時間１時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数	

注１　イにあっては次の⑴及び⑵のいずれにも、ロにあっては次の⑴に該当する利用者に対して、同行援護（外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を行うことをいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（３において「指定同行援護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定同行援護事業所」という。）に置かれる従業者又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当同行援護事業所」という。）に置かれる従業者（以下「同行援護従業者」という。）が同行援護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定同行援護」という。）又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定同行援護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

⑴　別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

⑵　次の㈠及び㈡のいずれにも該当する心身の状態（障害児にあっては、これに相当する心身の状態）にあること。

㈠　区分２以上に該当していること。

㈡　認定調査表における次のａからｅまでに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれａからｅまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

ａ２－５　「３．できない」

ｂ２－６　「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」

ｃ２－７　「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」

ｄ４－５　「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」

ｅ４－６　「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」

２　指定同行援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画（指定障害福祉サービス基準第43条第２項及び第48条第２項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定同行援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

３　イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

４　ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

５　別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に２人の同行援護従業者が１人の利用者に対して指定同行援護等を行った場合に、それぞれの同行援護従業者が行う指定同行援護等につき所定単位数を算定する。

６　夜間又は早朝に指定同行援護等を行った場合にあっては、１回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定同行援護等を行った場合にあっては、１回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。